

定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2021年12月22日

電力広域的運営推進機関

- 本機関を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。変更の背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、その他技術的な規定の変更等もあわせて実施しております。
 1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～20】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
 2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド21～42】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
 3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド43～47】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
 4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド48～52】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～20】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド21～42】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド43～47】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド48～52】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

再生可能エネルギーについて、最大限導入と国民負担の抑制を両立しながら「主力電源化」に向けた環境整備を進めていくため、再生可能エネルギー電気特措法の改正（※1）により、現行のFIT制度に加え、FIP制度、廃棄等費用の積立制度、系統設置交付金制度等が新たに創設されることとなった。また、現行のFIT制度の業務に加え、これらに関連する、交付金交付、納付金徴収、解体等積立金管理、入札等の業務も新たに発生することになった。

※1 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）による、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の改正。



これらの再生可能エネルギーの拡大に向けて重要かつ長期的な実施が必要とされる業務について、効率的かつ一体的に実施することにより安定的な法執行を確保するとともに、多様化する業務の全体に対して十分なガバナンスを効かせるため、本機関がこれらの業務を一括して行うこととなった。



これに対応するため、

- 再生可能エネルギー電気特措法に基づき本機関が行う、交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関するルールの整備が必要。
- また、交付金の交付業務等の本機関の資金管理業務に対し、万全な対応を取ることができるよう、借入れや広域機関債の発行、余裕金の運用等の資金管理に関するルールの整備が必要。

[変更内容]

(交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施)

- 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法に係る交付金（供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金）の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理並びにFIT及びFIPに係る入札業務を行う旨規定
- 本機関は、納付金の徴収等に関する業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受ける等規定
- 系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に基づき系統増強等を行う一般送配電事業者又は送電事業者は、系統設置交付金の交付を受けることができる旨、交付を受けるに当たり、系統増強等に係る費用の額を本機関に届け出て、本機関は経済産業大臣へ提出する旨規定

(資金管理)

- 本機関は、借入れ又は機関債の発行をすることができ、それらに係る債務について政府の保証を受けることができる旨、業務上の余裕金、解体等積立金及び納付金を運用することができる旨規定

【定款第5条第8号の2～第8号の4、第36条第5項第11号、第56条の4、
第61条の2～第61条の4】<新設>

【業務規程第64条の3、第18章】<新設>

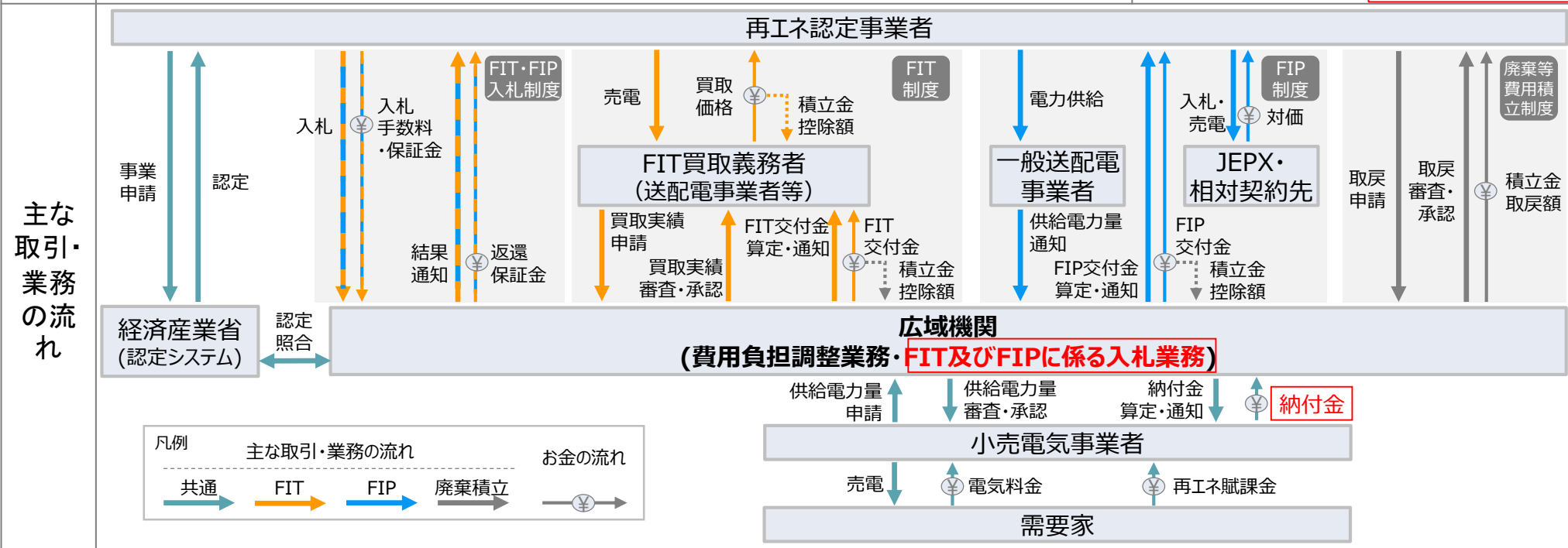
【業務規程附則（令和 年 月 日）第2条】<新設>

【送配電等業務指針第53条の3】<新設>

今後の再エネ特措法の執行体制の在り方 (案)

- これまでFITに係る入札及び費用負担調整の2つの業務についてそれぞれ法人を指定して業務を実施してきたが、制度改正により、今後は、FITに加えFIPに係る入札や費用負担調整業務が生じることにより、単純に業務が倍増するとともに、廃棄積立業務や系統賦課金に係る業務も増えることとなるため、質・量ともに業務量が増大する。
- また、これまでの業務においては、原則、小売事業者や送配電事業者とのやりとりであったが、FIP制度、廃棄費用積立制度といった新たな業務においては、執行機関が多数の発電事業者とやりとりする必要がある。
- こうした業務を、効率的かつ一体的に執行するためには、多様化する執行業務についてそれぞれ指定法人に担わせるのではなく、一つの認可法人に現行業務及び追加業務を一括して担わせることとしてはどうか。
- その主体を新たに設立することは追加コストの発生につながるため、既に電気事業法上において認可法人として業務を実施している「広域的運営推進機関」にこれらの業務を担わせることが適当ではないか。
- なお、執行機関の変更に際しては、特に現行法の執行に係る業務について、移管に伴う混乱が起こることのないよう執行業務全体の継続性及び一体性に十分留意しながら、円滑に執行業務が移管されるよう国・GIO・広域機関を含む関係者間で連携して取り組むべきである。

	FIT制度（2012年7月～）	FIP制度（2022年4月～）	太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度（2022年7月～）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。 ✓ 電力会社が買い取る費用の一部は需要家から賦課金という形で集めている。 <p style="text-align: right; color: red;">調整交付金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再エネ事業者の投資可能予見性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、市場価格をもとに一定のプレミアムを交付する制度。 ✓ 再エネ電源を競争電源と地域活用電源に分け、大規模太陽光や風力など競争力のある電源への成長が見込まれるものは競争電源として当制度へ移行させる。 <p style="text-align: right; color: red;">供給促進交付金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 太陽光発電設備の廃棄等費用を確実に積立て、設備の不法投棄を防ぐための制度。 ✓ 10kW以上すべての太陽光発電の認定案件を対象とする。 ✓ FIT買取事業者へのFIT交付金、および再エネ認定事業者へのFIP交付金と相殺することで確実な積立を実現する。 <p style="text-align: right; color: red;">解体等積立金</p>
	FIT・FIP入札制度（FIT：2017年4月～、FIP：2022年4月～）		
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再エネの最大限の導入と国民負担抑制の両立を図るため、買取価格（調達価格）について入札を行うことが有効と認めるものについて入札で決定する制度。 		

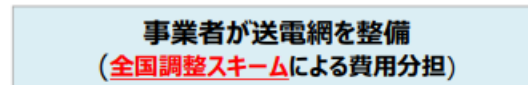
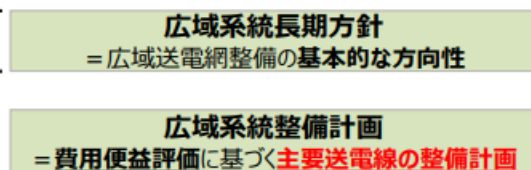


第27回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2021年9月3日）資料から抜粋・修正

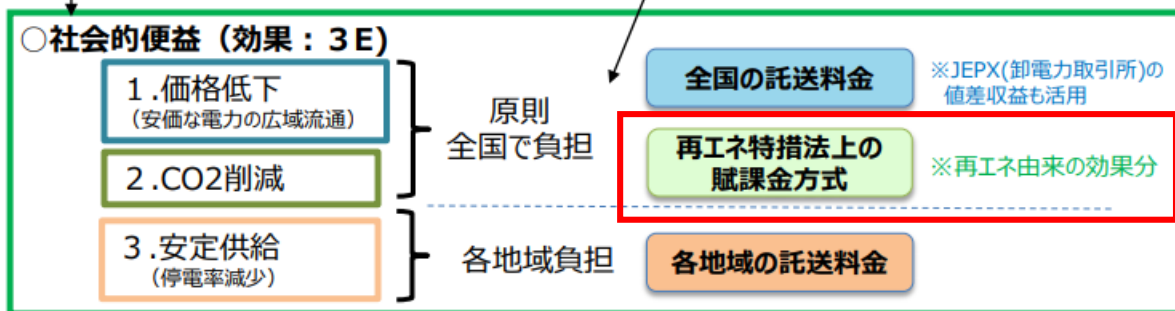
マスタープランに基づく設備増強と費用負担（賦課金方式の適用範囲）

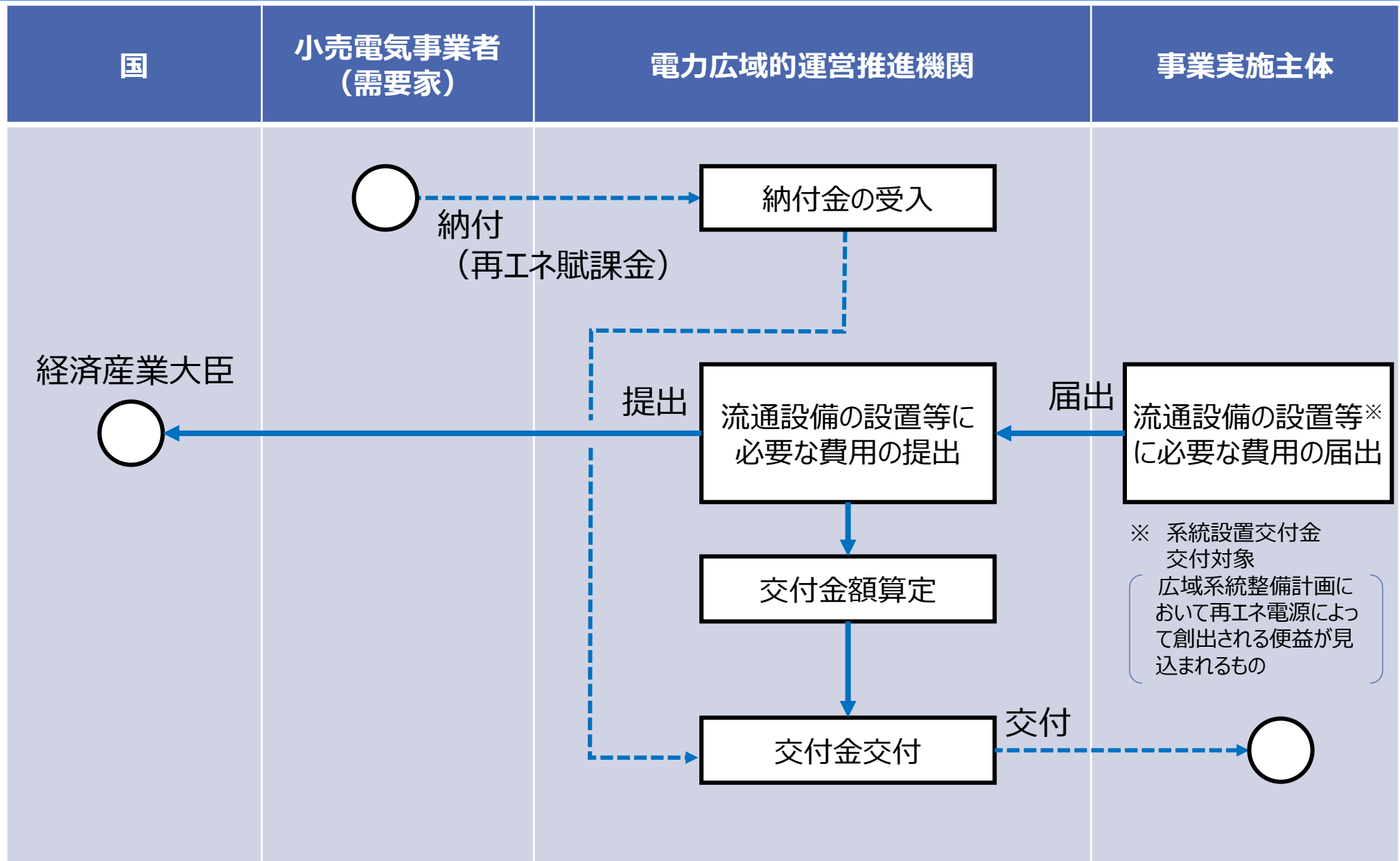
- マスタープランに基づく設備増強は、全国に裨益する便益を含めた社会的便益が費用を上回るとの判断に基づき実施されるものであることから、再エネ特措法上の賦課金方式の活用等の全国調整スキームを広く適用することが考えられる。
- 他方、複数の供給区域にまたがる地域間連系線と異なり、単一の供給区域内の基幹系統の増強については、マスタープランの内容が現時点において十分見通せない中では、その規模感を想定できない。
- 再エネ主力化小委員会の中間取りまとめに沿って、まずは、広域的な再エネ活用が進むことが明確な地域間連系線及びこれに伴う地内系統の整備に賦課金方式を適用することとし、賦課金方式の適用範囲の拡大については、マスタープランの策定を進める中で、検討していくこととする。

“マスタープラン”
電力広域機関が策定し、
国に報告



系統設置
交付金





(参考) 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更の内容
(新旧対照表：定款) ①

【定款】 <変更前>

(業務内容)
第5条 (略)
一～八 (略)
(新設)

(新設)

(新設)

九・十 (略)



【定款】 <変更後>

(業務内容)
第5条 (略)
一～八 (略)

八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第2条の2第2項に規定する供給促進交付金(以下単に「供給促進交付金」という。)、同法第15条の2第2項に規定する調整交付金(以下単に「調整交付金」という。)及び同法第28条第1項に規定する系統設置交付金(以下単に「系統設置交付金」という。)の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。

八の三 再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定による解体等積立金の管理を行うこと。

八の四 再生可能エネルギー電気特措法第7条第10項の規定による入札を実施すること。

九・十 (略)

(理事会の構成・役割)
第36条 (略)
2～4 (略)
5 (略)
一～十 (略)
(新設)

十二～十八 (略)

(理事会の構成・役割)
第36条 (略)
2～4 (略)
5 (略)
一～十 (略)

十一 再生可能エネルギー電気特措法に基づき本機関が行う業務に関する事項

十二～十九 (略)

【定款】

＜変更前＞

(新設)

【定款】

＜変更後＞

(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)
第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員から、納付金を徴収する。
2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の規定により同法15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者たる会員から、その下回った額の納付金を徴収する。



(参考) 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更の内容
(新旧対照表：定款) ③

【定款】

<変更前>

(新設)

(新設)

(新設)

【定款】

<変更後>

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第61条の2 本機関は、法第28条の5第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。

(政府保証)

第61条の3 本機関は、法第28条の53の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を受けることができる。

(余裕金並びに解体等積立金及び納付金の運用)

第61条の4 本機関は、法第28条の54に規定する方法により、業務上の余裕金を運用することができる。
2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の15及び第41条に規定する方法により、解体等積立金及び納付金を運用することができる。



(参考) 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更の内容
(新旧対照表：業務規程) ①

【業務規程】

<変更前>

(用語)

第2条 (略)

2 (略)

一～二十六 (略)

二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)」をいう。

(新設)

二十八 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法に定める認定発電設備をいう。

二十九～四十四 (略)



【業務規程】

<変更後>

(用語)

第2条 (略)

2 (略)

一～二十六 (略)

二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」をいう。

二十八 「FIP電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第1項に規定する交付対象区分等に該当する認定発電設備(同法第2条第5項に規定する認定発電設備をいう。第29号において同じ。)をいう。

二十九 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第3条第1項に規定する特定調達対象区分等に該当する認定発電設備をいう。

三十～四十五 (略)

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(系統設置交付金の交付)

第64条の3 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）を交付する。

2 本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の設置及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。


3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。

4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に経済産業大臣が定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。

5 本機関は、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。

6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して当該年度の早期に交付する。



【業務規程】		【業務規程】
<変更前>		<変更後>
(新設)		<u>第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管理等</u>
(新設)		<u>第1節 交付金の交付及び納付金の徴収</u>
(新設)		<u>(供給促進交付金の交付業務)</u> <u>第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金（再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する業務を行う。</u> <u>2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、同法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第2条の6の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</u> <u>3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第1項の規定により、同法第2条の4第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者（同法第2条第5項に規定する認定事業者をいう。以下この条において同じ。）に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。</u> <u>4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第2項の規定により、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、認定事業者に対し、資料の提出を求める。</u>

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

(調整交付金の交付業務)

第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者（以下「FIT電気買取事業者」という。）における特定契約又は一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の費用負担を調整するため、FIT電気買取事業者に対して調整交付金（同法第15条の2第2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する業務を行う。

2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、同法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第1項の規定により、同法第15条の2第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各FIT電気買取事業者に対し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該FIT電気買取事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。

4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第2項の規定により、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、FIT電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。



【業務規程】	<変更前>	【業務規程】	<変更後>
(新設)		<u>(系統設置交付金の交付業務)</u> 第180条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物（変電用又は送電用のものに限る。）であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該電気工作物を使用する期間にわたり回収するため、一般送配電事業者又は送電事業者に対して系統設置交付金の交付に関する業務を行う。	
(新設)		 <u>(小売電気事業者等に係る納付金の徴収)</u> 第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金（以下「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。）から、納付金を徴収する。	
(新設)		<u>(FIT電気買取事業者に係る納付金の徴収)</u> 第180条の6 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の規定により、同法第15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合には、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、FIT電気買取事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。	
(新設)		<u>(徴収等業務規程)</u> 第180条の7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項の規定により、納付金の徴収及び交付金の交付の業務（以下「納付金徴収等業務」という。）の実施方法その他の事項について、徴収等業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。	

(参考) 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更の内容
(新旧対照表：業務規程) ⑥

【業務規程】 <変更前>	【業務規程】 <変更後>
(新設)	<u>第2節 入札</u>
(新設)	<u>(入札業務)</u> <u>第180条の8 本機関は、再生可能エネルギー特措法第7条第10項の規定により、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）を行う。</u>
(新設)	<u>(入札業務規程)</u> <u>第180条の9 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の2第1項の規定により、入札業務に関する規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</u>

【業務規程】 <変更前>	【業務規程】 <変更後>
(新設)	<u>第3節 解体等積立金の管理</u>
(新設)	<u>(積立金管理業務)</u> <u>第180条の10 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定により、本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。</u>
(新設)	<u>(積立金管理業務規程)</u> <u>第180条の11 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。</u>
(新設)	<u>第4節 その他</u>
(新設)	<u>(帳簿)</u> <u>第180条の12 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、第15条の16及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。</u>
(新設)	<u>(情報の取扱い)</u> <u>第180条の13 本機関は、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に係る情報を原則として、秘密情報として適切に取り扱う。</u>

【業務規程】

<変更前>

(新設)

【業務規程】

<変更後>

附則(令和 年 月 日)
(施行期日)

第1条 本規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(特定契約に関する経過措置)

第2条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)附則第3条第1項の規定により、同法の施行の際現に締結されている同法第2条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、この条において「旧法」という。)第4条第1項の特定契約(以下、この条において「旧特定契約」という。)は、その契約が終了するまでの間は、再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項の特定契約(以下、この条において「新特定契約」という。)とみなす。

2 前項の規定により新特定契約とみなされる旧特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達する旧法第2条第1項に規定する電気事業者は、その契約の期間が終了するまでの間は、再生可能エネルギー電気特措法第2条第4項に規定する電気事業者である同項に規定する一般送配電事業者とみなして、第180条の3及び第180条の6の規定を適用する。



【送配電等業務指針】

＜変更前＞

(新設)

【送配電等業務指針】

＜変更後＞

(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)

第53条の3 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。

2 一般送配電事業者又は送電事業者は、前項の系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。



1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～20】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド21～42】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド43～47】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド48～52】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

- レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用するなどして、新たな事業者がAI・IoT等の技術も活用しつつ、自ら面的な運用を行うニーズが高まっている。
- また、災害対応の強化や分散型電源の更なる普及拡大の観点から、分散型電源を束ねて供給力や調整力として提供する事業者（アグリゲーター）のビジネス環境を整える必要性が高まっている。



これらに対応し、分散型ネットワークの環境整備や、分散型電源の導入促進に向けた環境整備を行うため、電気事業法の改正（※）により、新たに配電事業者・特定卸供給事業者（アグリゲーター）の各電気事業ライセンスが新たに創設されることになった。

※強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）



これに対応するため、

- 新たに創設される配電事業者・特定卸供給事業者は、電気事業者として本機関の会員になることから、総会における議決権や、会費・特別会費の扱いについて、ルールの整備が必要。
- また、新たな配電事業者・特定卸供給事業者を、各電気事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせて適切に位置付けるべく、ルールの整備が必要。

[変更内容]

(本機関の総会における議決権)

- 本機関の総会における議決権に関して、以下のとおり規定
 - 配電事業者は送配電事業者グループ、特定卸供給事業者は発電事業者グループに分類する旨規定
 - ※ 本機関の業務運営の中立性・公平性を確保するため、3つのグループ（送配電事業者グループ、小売電気事業者グループ、発電事業者グループ）に会員を分類し、3グループが同等の議決権の重みを持つように配分している。
 - 送配電事業者グループにおける配電事業者の議決権は、従来、一般送配電事業者に配分していた議決権を、全一般送配電事業者と全配電事業者の総需要電力量の比率に基づきそれぞれに配分したうえで、各会員平等に配分する等規定
 - 発電事業者グループにおける特定卸供給事業者の議決権は、発電事業者グループの総議決権を発電事業者とあわせて各会員平等に配分する旨規定

(本機関の会費、特別会費)

- 本機関は、配電事業者及び特定卸供給事業者に対し、他の会員と同様に、会費を課す旨規定（規定の変更なし）
- 本機関は、配電事業者に対し、一般送配電事業者と同様に、特別会費を課す旨規定

【定款第24条、第55条】<変更>

【論点1】③配電事業者への議決権の配分

- 現在、一般送配電事業者及びその兼業者（発電・小売グループ含む）の合計が議決権全体の1/3を超えることがないよう、下記のとおり算出している。

A（一般送配電事業者の小売部門の兼業者） + **B**（一般送配電事業者の発電部門の兼業者） = **Z**（送電事業者 + 特定送配電事業者）

送配電事業者グループの議決権 - Z = 全一般送配電事業者の議決権（各事業者の議決権は、事業者数で均等按分）

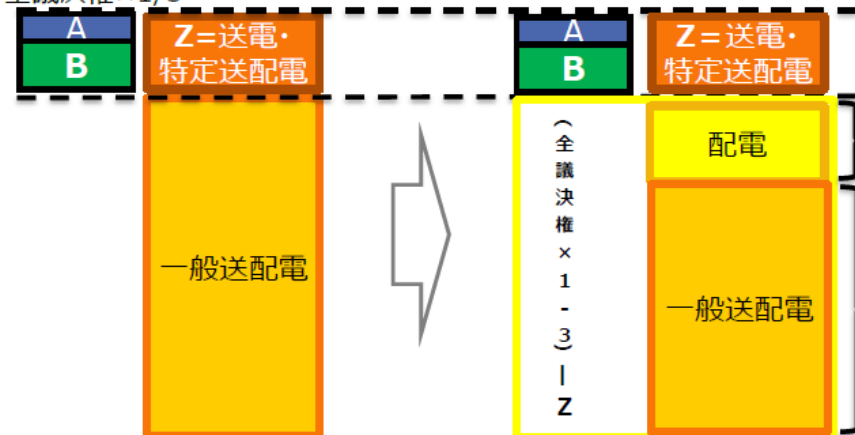
- 供給区域において電力システムを維持・運用する事業並びに電力システムを利用して発電および電気の小売を行う事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権の3分の1を超えないこと（2014.6.23第6回制度設計WG）
- 一般送配電事業者には託送供給等を行い、電圧および周波数を維持する義務が引き続き課せられるため、システムの安定的な運用のため一般送配電部門を持つ事業者が総会において一定規模の発言権を持つことが必要（2016.1.4電力広域機関資料「ライセンス制導入に伴う議決権の見直し案について」）

- その上で、配電事業者への配分については、一般送配電事業者と配電事業者の規模が反映されるよう、下記の方法により議決権を配分することとしてはどうか。

【配分方法】①全一般送配電事業者と全配電事業者の議決権の割合：電力量による按分※

②一般送配電事業者内・配電事業者内での各事業者の議決権は、事業者数で均等按分

全議決権×1/3



※按分に用いる電力量実績は、年度当初における会員を対象として把握できる最新年度（2年度前）の電力量を、当該年度を通して用いることとする。

※一般送配電事業者と配電事業者が親子関係等にある場合には、一般送配電事業者が議決権を有する会員となることとした上で、電力量についても一般送配電事業者に集約することとする。なお、親子関係を有する会員の電力量は、議決権を有する会員に集約する。

①全一般送配電/全配電の議決権の割合

=電力量で按分

（例：全一送の電力量：90/全配電の電力量：10の場合、一送・配電全体の議決権を、全一送：全配電 = 9：1で配分）

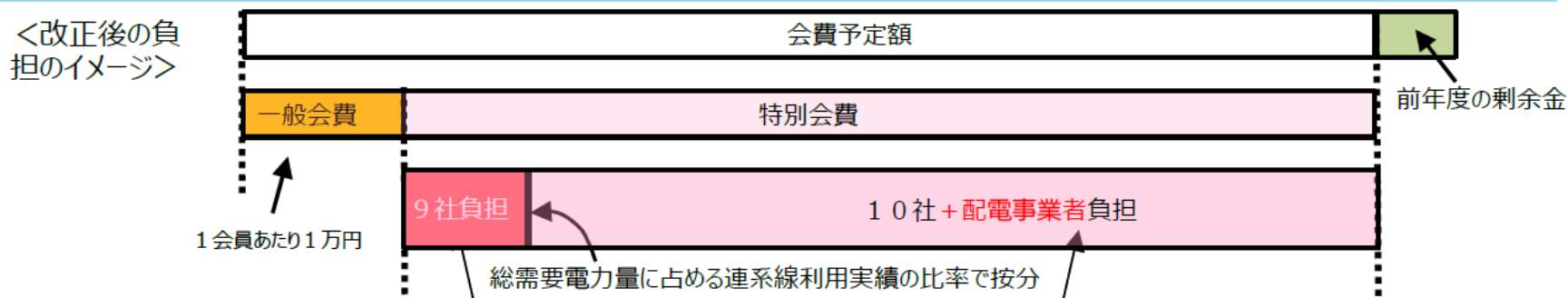
②一般送配電内/配電内での各事業者の議決権は、事業者数で均等按分

（例：一送Aと一送Bでは同じ議決権配分/配電Cと配電Dでは同じ議決権配分）

【論点2】配電事業者の特別会費等について

- 配電事業者は、一般送配電事業者と同様に託送料金を主たる収入として電気事業法上の電圧・周波数維持義務等を課せられた託送供給等を行う事業者として位置付けられることから、特別会費を課すこととしてはどうか。
- 他は従来通り一般会費のみの負担としてはどうか。
- また、災害等復旧費用の相互扶助制度における配電事業者の拠出金※については、基本的に特別会費と同様の方法で拠出することとして、詳細は、電力広域機関の運営委員会で議論することとしてはどうか。

※ 2020年6月電力レジリエンスWGにおいて、配電事業者は相互扶助制度の拠出対象として整理されている。



9社負担、10社+配電事業者負担の各事業者への配分は地域別の需要電力量に基づく。
各事業者の9社負担分と10社+配電事業者負担分のそれぞれの配分額の合計額が当該事業者の特別会費

- ※ 1 なお、配電事業者により地域間連系線の利用有無が異なるため、配電事業者の特別会費負担分は、「需要電力量の比率に基づいて計算する10社負担分」のみとする。
- ※ 2 電力広域機関の予算は年度ごとに策定しているため、特別会費の発生は4/1に事業を開始していることを基準点とした上で精算手続は行わないこととする。
- ※ 3 配電事業者が新規参入してまだ実績値がない間は、各年度における供給計画の第一年度の需要電力量を用いて、各一般送配電事業者の供給区域内における需要電力量の比率により、特別会費を算定する。
- ※ 4 配電事業者が事業撤退した場合、その実績値に基づく事業撤退以降の特別会費は、事業を承継した一般送配電事業者又は配電事業者が負担する。9

[変更内容]

- 本機関の定款・業務規程・送配電等業務指針の関連規定において、新たに配電事業者・特定卸供給事業者を適切に位置付けるべく、各事業者の電気事業法上の義務や事業内容等に合わせ、必要な改正を行う。

※ 本改正は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の規定による改正電気事業法の規定や、「持続可能な電力システム構築小委員会第二次中間取りまとめ」（令和3年8月10日）の取りまとめ内容等と統合的な改正としている。

- 具体的な改正事項は、定款・業務規程・送配電等業務指針の多岐にわたるところ、主な改正内容は、下記・次スライドのとおり。

(定款の主な改正点)

定款	主な改正内容
第3章 総会	・配電事業者・特定卸供給事業者の議決権の配分に関する改正
第7章 会費等	・配電事業者に会費・特別会費・容量拠出金・電源入札拠出金・災害等扶助拠出金を、特定卸供給業者に会費を求めることができる旨の改正

[変更内容]

(業務規程・送配電等業務指針の主な改正点)

業務規程	送配電等業務指針	主な改正内容
第3章 需要想定	第2章 需要想定	・配電事業者が供給区域需要の想定を行い、本機関に提出する等の改正
第4章 供給計画の取りまとめ等	第3章 供給計画の取りまとめ等	・配電事業者・特定卸供給事業者が供給計画を策定し、本機関に提出する手続等に関する改正
第5章 容量市場及び電源入札等	第4章 容量市場及び電源入札等	・本機関が行う容量市場における審査・テスト等について、配電事業者が情報提供等の協力をする等の改正
	第5章 調整力の確保	・配電事業者が調整力の確保に関する計画及び実績を作成し、本機関に提出をする等の改正
第7章 系統アクセス	第7章 系統アクセス	・配電事業者が行う系統アクセス業務について、現行の一般送配電事業者が行う系統アクセスの各種手続等と同様に行う等の改正
第8章 需給状況の監視	第8章 需給状況の監視のための計画提出	・配電事業者が調整電力計画を作成し、本機関に提出する（ただし、一般送配電事業者が提出する計画とあわせて本機関に提出できる）等の改正（なお、特定卸供給事業者は、現行どおり発電契約者又は需要抑制契約者として計画の提出を行う）
第9章 需給状況の悪化時の指示等	第9章 需給状況の悪化時の指示等	・需給状況の悪化時に、配電事業者・特定卸供給事業者に対して指示・要請を行う手続等に関する改正
	第10章 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等	・配電事業者が行う系統運用等について、現行の一般送配電事業者が行う系統運用等と同様に行う等の改正
第18章 年次報告書及び調査・研究	第16章 電力需給等に関する情報の提供	・配電事業者が、一般送配電事業者と同様に、電力需給等に関する情報を本機関に提出する等の改正

[変更内容]

【定款第3条、第7条～第11条、第43条、第55条の2、第56条、第56条の3】<変更>

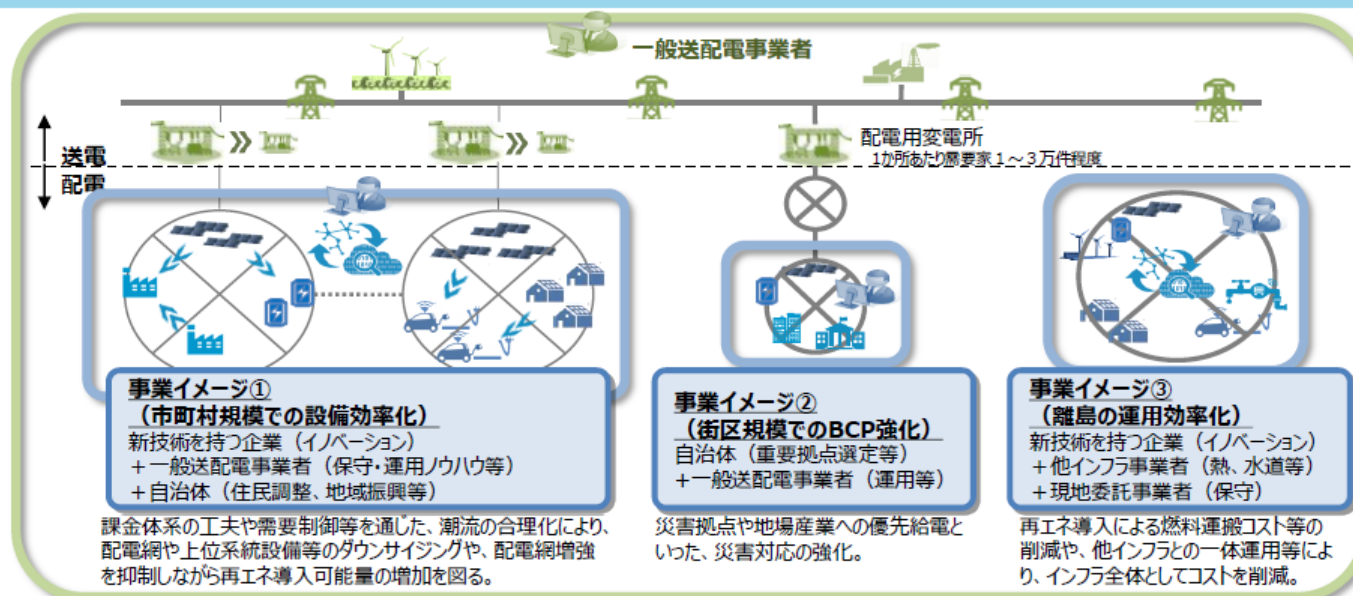
【業務規程第2条、第19条、第20条、第23条、第28条、第29条、第32条、第32条の2、第32条の8、第32条の9、第32条の11、第32条の12、第32条の20、第32条の21、第32条の25、第32条の27、第32条の28、第32条の31、第32条の34、第32条の35、第35条、第51条、第64条、第68条の2、第69条、第71条、第73条、第74条、第75条、第81条、第82条、第89条、第97条～第101条、第103条、第106条、第107条、第111条、第113条、第114条、第116条、第118条、第123条、第126条、第131条、第132条、第144条、第144条の2、第152条、第153条、第157条、第175条、第176条の7、第176条の9、第176条の10、第179条、第181条、第182条、別表11-1】<変更>

【送配電等業務指針第1条、第4条、第5条、第8条、第9条、第13条、第14条、第15条の3～第15条の6、第15条の13、第15条の15～第15条の17、第16条、第17条、第24条～第30条の2、第33条、第54条～第57条、第61条、第63条、第66条、第68条～第72条、第74条～第86条、第88条～第99条、第103条～第106条、第108条～第124条、第132条～第144条、第149条～第161条、第163条～第167条、第169条、第170条、第172条～第177条、第179条、第181条、第183条～第193条、第196条、第221条、第229条、第230条、第243条、第245条、第247条、第248条、第250条～第252条、第254条、第255条、第257条～第259条、第264条、第266条、第267条の6～第269条、別表7-1～別表7-3、別表12-1、別表12-2】<変更>

【送配電等業務指針附則（平成28年4月1日）第4条、附則（平成29年9月6日）第2条、附則（平成30年6月29日）第2条、附則（令和2年3月30日）第4条】<変更>

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度の概要

- レジリエンス強化等の観点から、特定の区域において、一般送配電事業者の送配電網を活用して、新たな事業者がAI・IoT等の技術も活用しながら、自らの面的な運用を行うニーズが高まっているため、安定供給が確保できることを前提に、配電事業者を電気事業法上に新たに位置付け。
- 例えば、自治体や地元企業が高度な技術を持つIT企業と組んだ上で配電事業を行い、災害時には特定区域の配電網を切り離して、独立運用するといったことが可能になることが期待される。
⇒電力供給が継続でき、街区規模での災害対応力が強化
- また、新規事業者によるAI・IoT等の技術を活用した運用・管理が進展する事が期待される。
⇒設備のダウンサイジングやメンテナンスコストの削減

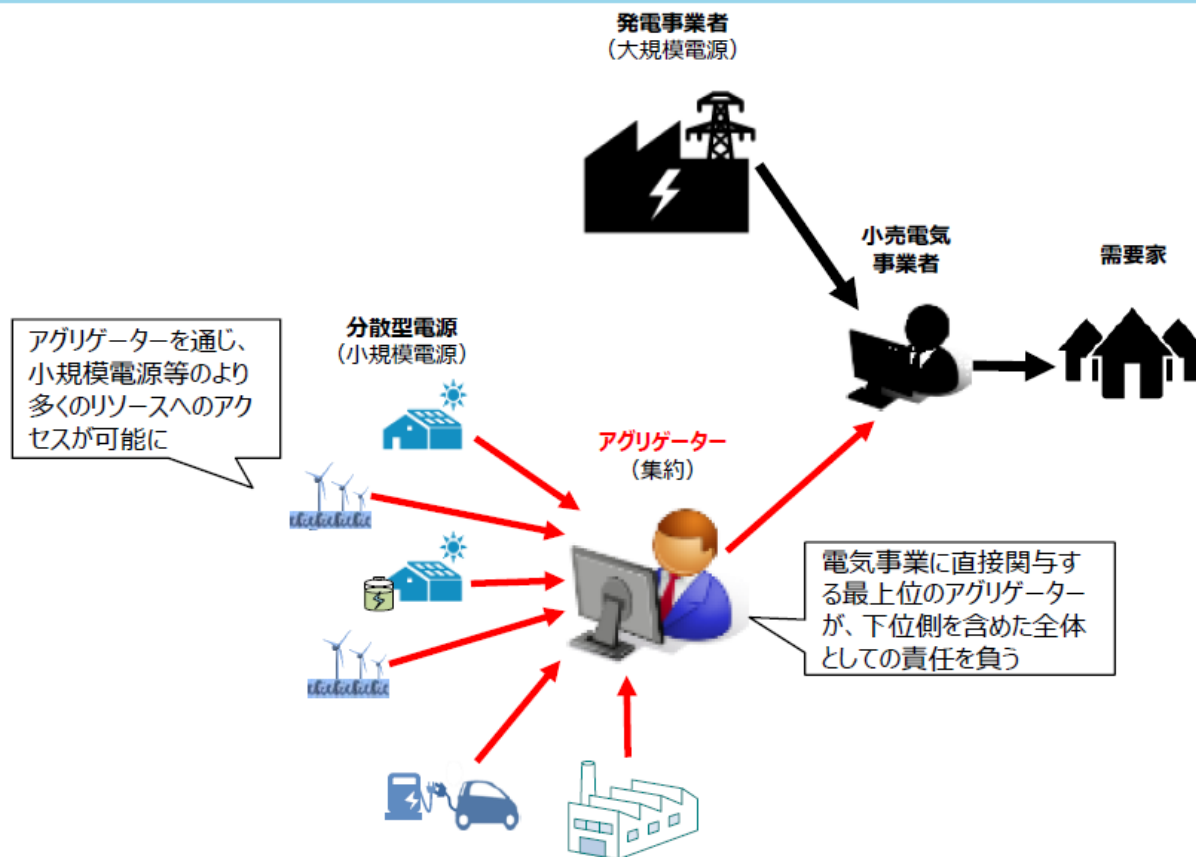


第5回 持続可能な電力システム構築小委員会 (2020年7月20日) 資料 1 から抜粋

2. 電力システムの分散化と電源投資

(2) アグリゲーター制度の概要

- レジリエンス強化や分散型電源の更なる普及拡大の観点から、分散型電源等を束ねて供給力として提供するアグリゲーターを、「特定卸供給事業者」として電気事業法上に新たに位置付け。
- 規制の適用関係を明確化することで、アグリゲーターの信頼性とビジネス環境の向上が期待される。

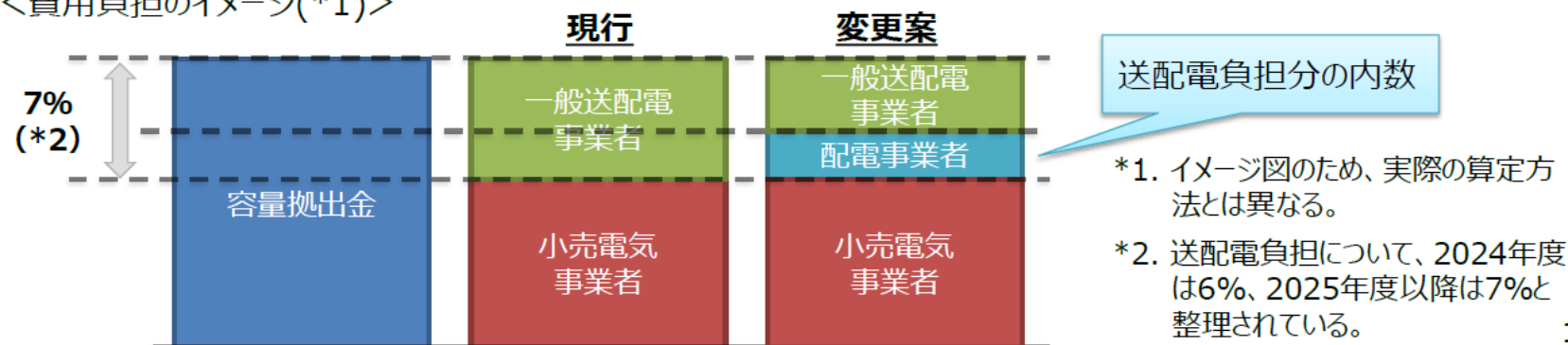


第13回 持続可能な電力システム構築小委員会（2021年12月3日）資料2-4から抜粋

【論点3】配電事業者の容量拠出金の扱いについて

- 一般送配電事業者は、電気事業法上の電圧・周波数維持義務があり、必要な調整力を確保することが求められている。そのため、容量市場において必要な調整力を確保するための費用として、容量拠出金を負担することとしている。
- 配電事業者は、託送料金を主たる収入として、電気事業法上の電圧・周波数維持義務を課せられた、託送供給等を行う事業者として位置付けられており、一般送配電事業者と同様に電圧・周波数維持義務にもとづき、必要な調整力を確保することが求められる。そのため、配電事業者にも容量拠出金の負担を求めることとしてはどうか。
- 配電事業者が容量拠出金を負担する場合、いつから負担するかが論点となるが、容量市場の運用が開始する2024年度においても電圧・周波数維持義務が課されているため、配電事業者は2024年度から容量拠出金を負担することとしてはどうか。また、配電事業者の参入は、①配電事業の許可申請、②大臣の許可、③引継計画の作成、④大臣の承認、⑤事業開始、⑥事業開始の届出、の順に手続が行われることになるが、⑤事業開始した月から負担することとしてはどうか。
- また、配電事業者は、現在の一般送配電事業者から譲渡または貸与された配電網を維持・運用し、託送供給及び電力量調整供給をする事業者と位置付けられているため、容量拠出金の負担については、送配電負担としていた部分の内数にすることとしてはどうか。

<費用負担のイメージ(*1)>



第11回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会/
産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会
合同 電力レジリエンスワーキンググループ (2020年6月16日) 資料3をから抜粋・修正

④各事業者の具体的な拠出額等について

- 各事業者に対する、電力広域機関への拠出額の割り当て方法については、現行の電力広域機関における特別会費の割り当てと同様に需要規模kWhに応じて拠出を求めることが想定される。その際、需要家に直接関わっていない送電事業者について、需要規模を算出することは困難であり、送配電事業者の拠出費用は一般送配電事業者の託送料金に結局転嫁されることから、拠出を求める事業者は、一般送配電事業者と配電事業者としてはどうか。
- また、各事業者からの拠出により電力広域機関に積み立てる額については、これまでの災害対応実績から想定した交付額見込みの試算（次ページ参照）を鑑み、年間数十億程度としてはどうか。その前提として、仮に積立残高を超える交付が発生した場合は、金利による国民負担増加を避けるために、電力広域機関においては資金借入れをせず、翌年度以降に徴収する各事業者からの拠出金をもって、実際の交付を行うことで、過度な拠出を求めないといった国民負担の抑制を行うこととしてはどうか。
- なお、過度な積み立てを回避するため、積立基準額を設定した上で、基準額までの不足額を補うように拠出金を回収することが望ましいが、これらの額の設定方法等といった残りの論点については、本制度をこの夏から早期適用する上では必ずしも必要ではないため、更に検討を行った上で、次回の議論としてはどうか。

(参考) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更 (新旧対照表：定款) ①

【定款】

<変更前>

(目的)

第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(用語)

第7条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 「送電系統」とは、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。

七 「地内基幹送電線」とは、最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線をいう。

八 (略)

九 (略)

ア・イ (略)

ウ 最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の母線

エ 最上位電圧から2階級を連系する変圧器（供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外。）

十～十四 (略)

【定款】

<変更後>

(目的)

第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(用語)

第7条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 「送電系統」とは、一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。

七 「地内基幹送電線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級（一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線をいう。

八 (略)

九 (略)

ア・イ (略)

ウ 一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級（一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の母線

エ 一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級を連系する変圧器（一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外。）

十～十四 (略)



(参考) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更
(新旧対照表：定款) ②

【定款】 <変更前>

(資格)
第8条 (略)
一・二 (略)
三～五 (略)
(新設)

(加入)
第9条 (略)
2 (略)
一 (略)
二 一般送配電事業者 及び 送電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日
三 特定送配電事業者 及び 発電事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日
3 (略)



【定款】 <変更後>

(資格)
第8条 (略)
一・二 (略)
三 配電事業者
四～六 (略)
七 特定卸供給事業者

(加入)
第9条 (略)
2 (略)
一 (略)
二 一般送配電事業者 、 送電事業者 及び配電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日
三 特定送配電事業者 、 発電事業者 及び特定卸供給事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日
3 (略)

【定款】

<変更前>

(脱退)

第10条 (略)

一～三 (略)

(新設)

四 法第2条の8第1項の届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合

五・六 (略)

(新設)

七 法第27条の25第1項の届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合

八 法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合

(新設)

九 (略)

2 (略)



【定款】

<変更後>

(脱退)

第10条 (略)

一～三 (略)

四 法第27条の12の8第1項から第3項までの規定により法第27条の12の2の許可が取り消された場合

五 法第2条の8第1項の規定による届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合

六・七 (略)

八 法第27条の12の13において準用する法第14条第1項の許可（配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合

九 法第27条の25第1項の規定による届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合

十 法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の規定による届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合

十一 法第27条の32において準用する法第27条の25第1項の規定による届出（特定卸供給事業の廃止に係るものに限る。）をする場合

十二 (略)

2 (略)

(参考) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更
(新旧対照表：定款) ④

【定款】

<変更前>

(会員の責務)

第11条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。

3 (略)



【定款】

<変更後>

(会員の責務)

第11条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業、配電事業者たる会員が営む配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。

3 (略)

【定款】

<変更前>

(議決権の配分)

第24条 (略)

- 一 送配電事業者グループ (一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者である者)
- 二 (略)
- 三 発電事業者グループ (発電事業者である者)

2 (略)

3 (略)

- 一 (略)
- 二 送配電事業者グループ

ア 送電事業者及び特定送配電事業者

小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方を兼業する一般送配電事業者 (小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方において、自己又は親子法人等が議決権を有する一般送配電事業者をいう。以下、当該一般送配電事業者並びに小売電気事業者グループ及び発電事業者グループに属する当該一般送配電事業者の親子法人等を総称して「兼業者」という。) の、小売電気事業者グループ及び発電事業者グループにおける議決権の合計と同数の議決権を各会員平等に配分する。

以降次スライド



【定款】

<変更後>

(議決権の配分)

第24条 (略)

- 一 送配電事業者グループ (一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者である者)
- 二 (略)
- 三 発電事業者グループ (発電事業者 又は特定卸供給事業者である者)

2 (略)

3 (略)

- 一 (略)
- 二 送配電事業者グループ

ア 送電事業者及び特定送配電事業者

小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方を兼業する一般送配電事業者 又は配電事業者 (小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方において、自己又は親子法人等が議決権を有する一般送配電事業者 又は配電事業者をいう。以下、当該一般送配電事業者 又は配電事業者並びに小売電気事業者グループ及び発電事業者グループに属する当該一般送配電事業者 又は配電事業者の親子法人等を総称して「兼業者」という。) の、小売電気事業者グループ及び発電事業者グループにおける議決権の合計と同数の議決権を各会員平等に配分する。

以降次スライド

【定款】

<変更前>

前スライドから

- イ 一般送配電事業者
送配電事業者グループの総議決権から送電事業者及び特定送配電事業者に配分した議決権の合計を控除した数の議決権を各会員平等に配分する。

4 (略)

以降次スライド



【定款】

<変更後>

前スライドから

- イ 一般送配電事業者及び配電事業者
送配電事業者グループの総議決権から送電事業者及び特定送配電事業者に配分した議決権の合計を控除した数の議決権を、全一般送配電事業者と全配電事業者の供給区域の総需要電力量の比率に従って、全一般送配電事業者と全配電事業者に議決権を配分したうえで（第4項の規定により、当該会員の総体を一の会員とみなす場合において、当該会員のうち議決権を有する一の会員が一般送配電事業者又は配電事業者であるときは、当該会員の総体の需要電力量を当該議決権を有する一の会員の需要電力量とし、当該会員のうち議決権を有する一の会員が送電事業者又は特定送配電事業者であるときは、需要電力量を有しないものとする。）、全一般送配電事業者及び全配電事業者のそれぞれにおいて、各会員平等に配分する。ただし、配電事業者の議決権が送電事業者及び特定送配電事業者の議決権を下回る場合には、配電事業者の議決権が送電事業者及び特定送配電事業者の議決権と同数となるよう、全一般送配電事業者と全配電事業者に議決権を配分する。

4 (略)

以降次スライド

【定款】

＜変更前＞

前スライドから

5 前項に掲げる場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、本機関に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等（複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等）が議決権を有するものとする。

(新設)



【定款】

＜変更後＞

前スライドから

5 前項に掲げる場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、本機関に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等（複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等）が議決権を有するものとする。ただし、送配電事業者グループにおいて、前項各号に掲げる場合に一般送配電事業者が該当する場合には、当該一般送配電事業者が議決権を有することとする。

6 一の会員が、同一のグループにおける複数の事業を営む場合にあっては、次の各号に掲げるグループごとに、その会員が営む複数の事業のうち、当該各号に規定する順序で、最初の事業を営む者として、前各項の規定を適用する。ただし、一般送配電事業者が送配電事業者グループにおける他の事業を営む場合を除き、一の会員が、総会の前日までに、本機関に対して、同一グループのうち一の事業の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の事業を営むものとして、前各項の規定を適用する。

一 送配電事業者グループ 一般送配電事業者、配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者

二 小売電気事業者グループ 小売電気事業者、登録特定送配電事業者

三 発電事業者グループ 発電事業者、特定卸供給事業者

(参考) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更 (新旧対照表：定款) ⑧

【定款】

<変更前>

(評議員会の設置)

第43条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項

四～七 (略)

(特別会費)

第55条 一般送配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を納入しなければならない。

2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 (略)



【定款】

<変更後>

(評議員会の設置)

第43条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 全国及び一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項

四～七 (略)

(特別会費)

第55条 一般送配電事業者 又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、その事業の開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。

2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者 又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 (略)

(参考) 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更 (新旧対照表：定款) ⑨

【定款】

<変更前>

(容量拠出金)

- 第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。
- 2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。
- 3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。
- 4 (略)
- 5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。



【定款】

<変更後>

(容量拠出金)

- 第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。
- 2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。
- 3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。
- 4 (略)
- 5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

(電源入札拠出金)

- 第56条 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金（以下「電源入札拠出金」という。）を求めることができる。
- 2 (略)
- 3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。

(電源入札拠出金)

- 第56条 本機関は、一般送配電事業者 又は配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金（以下「電源入札拠出金」という。）を求めることができる。
- 2 (略)
- 3 一般送配電事業者 又は配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。

【定款】

<変更前>

(災害等扶助拠出金)

第56条の3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。

2 (略)

3 一般送配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。



【定款】

<変更後>

(災害等扶助拠出金)

第56条の3 本機関は、一般送配電事業者 **又は配電事業者**たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。

2 (略)

3 一般送配電事業者 **又は配電事業者**たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。

業務規程新旧対照表及び送配電等業務指針新旧対照表は、変更箇所が多岐にわたるため、掲載省略。

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～20】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド21～42】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド43～47】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド48～52】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

現行の供給計画の関係規定において、本機関は、電気事業者から提出された供給計画に記載された情報のうち、今後10年間の需給見通しに関する情報や、発電所の建設計画及び休廃止計画のうち適切な流通設備計画の立案のため必要と考えられる情報を、送配電事業者（※1）に共有することとしている。

※1 ここでは、一般送配電事業者、送電事業者と、新たに創設される配電事業者を指す。



現在、小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求める発電側課金の仕組みが、国の審議会（※2）で提案され、2023年度から発電側課金が導入されることとなった。

発電側課金の対象原価の算出や課金単価の設定にあたり、供給計画に記載された情報の一部を用いると整理されたことから、本機関から送配電事業者に対して、供給計画に記載された情報のうち、発電側課金の業務遂行に必要と考えられる情報を共有することが必要。

※2 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合



これに対応するため、本機関は、供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定に必要な情報を共有するためのルールの整備が必要。

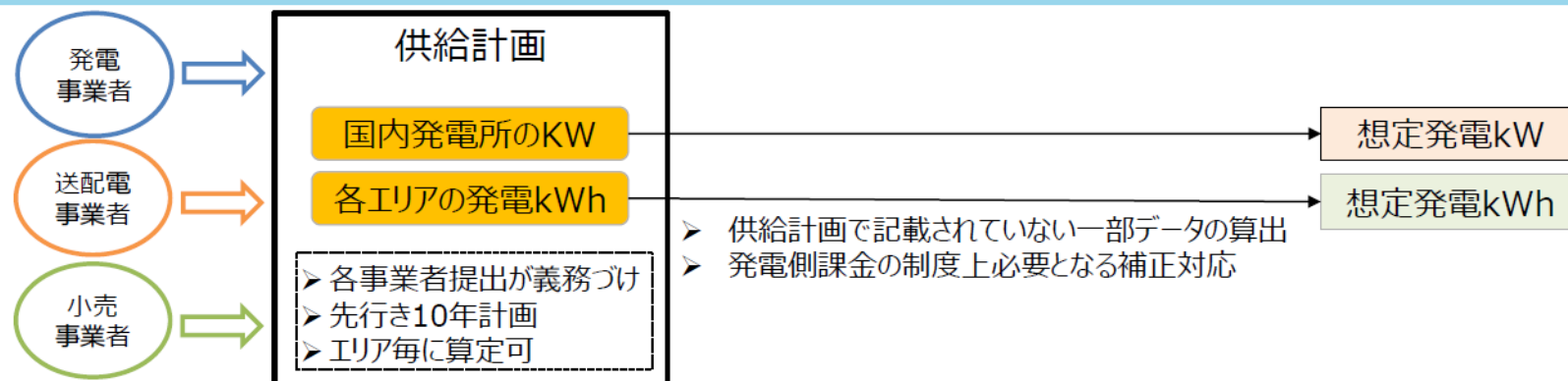
[変更内容]

- 会員から提出された供給計画に記載された情報のうち、一般送配電事業者の託送料金に係る原価の算定に必要な情報を、当該一般送配電事業者に共有する旨規定

【業務規程第32条】<変更>

3. 【論点1】発電側課金の対象原価及び単価設定に使用する想定値 (3) 「想定発電kW」、「想定発電kWh」の具体的な設定方法

- 電力広域的運営推進機関がとりまとめて公表している「供給計画」は、電気事業法に基づきすべての電気事業者が提出を義務づけられているもので、今後10年間の需給見通し、発電所の開発や送電網の整備計画、エリアごとの国内発電所の設備容量（kW）や発電電力量等の計画値も記載されている。
- 想定発電kWと想定発電kWhの設定にあたっては、「供給計画」を使用することとしてはどうか。
- 供給計画に記載されていない一部データ（太陽光、風力を除く1,000kW未満電源の中間年度（第2～4、6～9年度）の想定発電kWや想定発電kWhのうちスポット取引分の連系線流出入量）については、供給計画に記載のあるデータ（1,5,10年目）や過去実績を用いて算出することとしてはどうか。
- さらに、発電側課金の制度上、追加的に必要となる補正事項に関するデータについては過去実績等を用いて算出することとしてはどうか（詳細は次頁参照）。



【業務規程】

＜変更前＞

(供給計画等に関する情報の共有)

第32条 (略)

2・3 (略)

(新設)



【業務規程】

＜変更後＞

(供給計画等に関する情報の共有)

第32条 (略)

2・3 (略)

4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。

一 最大電力供給計画表

二 電力量供給計画表

三 電気の取引に関する計画書

四 発電所の開発等についての計画書

1. 再生可能エネルギー電気特措法に関する業務の追加に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド2～20】
 - 本機関が行う交付金の交付、納付金の徴収、解体等積立金の管理、入札の実施等に関する変更
2. 配電事業・特定卸供給事業ライセンスの創設に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）【スライド21～42】
 - 2-1. 本機関の総会における議決権、会費・特別会費に関する変更
 - 2-2. その他、各種関連規定の変更
3. 供給計画関係規定の変更（業務規程）【スライド43～47】
 - 発電側課金の原価算定に伴う一般送配電事業者への供給計画の共有に関する変更
4. 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド48～52】
 - インバランス量の提出・集計業務に関する変更

現行のインバランス料金制度は、卸電力取引価格に連動しつつ、系統全体の需給状況に応じた調整項（a）等を設けた算定式により計算される仕組みとなっている。

この調整項（a）は、一般送配電事業者が各供給区域のインバランス量を算定し本機関に提出、本機関が全国のインバランス量を集計したうえで、日本卸電力取引所（JEPX）が算出することとなっている。



2022年度に導入される新たなインバランス料金制度では、現行のインバランス料金制度にあった調整項（a）等を設けた算定式がなくなり、調整項（a）の算定に必要であった、一般送配電事業者から本機関へのインバランス量の提出等も不要となる。



そのため、現行のインバランス料金制度における調整項（a）の算定のために行っていた、一般送配電事業者によるインバランス量の提出と本機関の集計業務について、当該関連規定を削除する必要がある。

[変更内容]

- 一般送配電事業者のインバランス量の提出及び本機関の集計業務に係る規定を削除する。

【業務規程第190条の2】<削除>

【送配電等業務指針第271条】<削除>

(参考) 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更の内容
(新旧対照表：業務規程)

【業務規程】

<変更前>

(全国のインバランス集計)

第190条の2 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、供給区域のインバランス量の提出を受ける。

2 本機関は、前項の規定により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々の第5営業日までに、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。



【業務規程】

<変更後>

(削る)

(参考) 新インバランス料金制度の開始に伴う規定の変更の内容
(新旧対照表：送配電等業務指針)

【送配電等業務指針】 <変更前>

(供給区域のインバランス量の提出)

第271条 一般送配電事業者は、算定が完了した供給区域のインバランス量を、原則として算定期間の翌々月の第4営業日までに、本機関に提出しなければならない。



【送配電等業務指針】 <変更後>

(削る)